

# 建築物省エネ法及び建築基準法改正に伴う

## 建築士サポート制度をスタートしました。

2025年4月から

- ・全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務づけられ、省エネ基準への適合性審査を受けることが必要となります。
- ・また、建築確認・検査における「4号特例」の対象範囲が変更となり、木造平屋建て（延べ面積200㎡以下）以外の住宅については建築確認申請の際に構造関係規定に係る図書の提出が必要となります。

この改正建築物省エネ法及び改正建築基準法の施行まで1年余りとなりました。

鹿児島県建築士会では、この法改正に対応した省エネ関係設計図書の作成及び構造関係図書の作成にあたり、新たに必要となる設計図書や計算書の作成に精通した建築士が、相談に応じる制度をスタートしました。これは国の助成を受けて実施するもので、無料で相談に応じます。

この制度は、建築士の皆さんが改正法に対応した設計図書や計算書の作成に慣れて頂くために、国が時限的に設けたものです。件数等に制限がありますので、早めにご活用ください。

相談にあたっての手順は次の通りとなります。

- ① 具体的な住宅等に関する省エネ関係設計図書又は構造関係図書をあらかじめ作成
- ② 相談したい旨を事務局に連絡
- ③ ①で作成した設計図書及び計算書等を事務局に送付
- ④ サポート員が③の図書等をチェック
- ⑤ 日程調整のうえ対面で相談に応じて、アドバイス(遠隔地等の場合はWEBも検討します。)

### 【連絡先】

鹿児島市新屋敷町 16 番 301 号 県公社ビル 326 号室

公益社団法人鹿児島県建築士会 事務局

電話 099-222-2005 FAX099-226-2019

Mail:info@sakurajima.or.jp